

「攻めの農業」の実現に向けて

〔 農業分科会における民間議員等の
指摘事項への対応 〕

平成26年4月24日
農林水産省

目次

I ポイント

- ①「攻めの農林水産業」実現のためのロードマップ2
- ②企業ノウハウを活用した取組強化3
- ③農政改革のフォローアップ4

II 各論

1 輸出関係

- ① 水産物のEU・HACCP認定5
- ② 加工食品の輸出戦略7
- ③ 輸出特区8
- ④ グローバルスタンダードをベースにしたGAP9

2 6次産業化関係

- ① 6次産業化の推進10
- ② 6次産業化の進捗状況と今後の対応方向11
- ③ 6次産業化の推進のためのツール12
- ④ KPI達成のための積み上げ13
- ⑤ A-FIVEの検証14
- ⑥ サブファンド等における課題と今後の対応15
- ⑦ A-FIVEによる植物工場等への支援16
- ⑧ 農林漁業者の主導性の確保17
- ⑨ 農業に参入した企業のファンド活用の推進18
- ⑩ 農業参入した企業の6次産業化の取組19
- ⑪ 出資対象となる6次産業化事業体の経営者 20

3 資材流通コスト関係

- ①担い手のコメの生産コスト削減21
- ②農協の資材供給の課題への対応22

4 酪農畜産関係

- ①国産飼料の活用・ブランド化・企業参入24
- ②酪農・畜産政策の中での飼料用米の活用方策25

5 農地中間管理機構関係

- ①農地中間管理機構についてのフォローアップ26
- ②有効な農地台帳システムの整備等29
- ③中間管理機構におけるその他の論点32

6 米政策等関係

- ①生産調整の見直しの着実な実行35
- ②現場の声(アンケート)の把握37
- ③収入保険の検討38

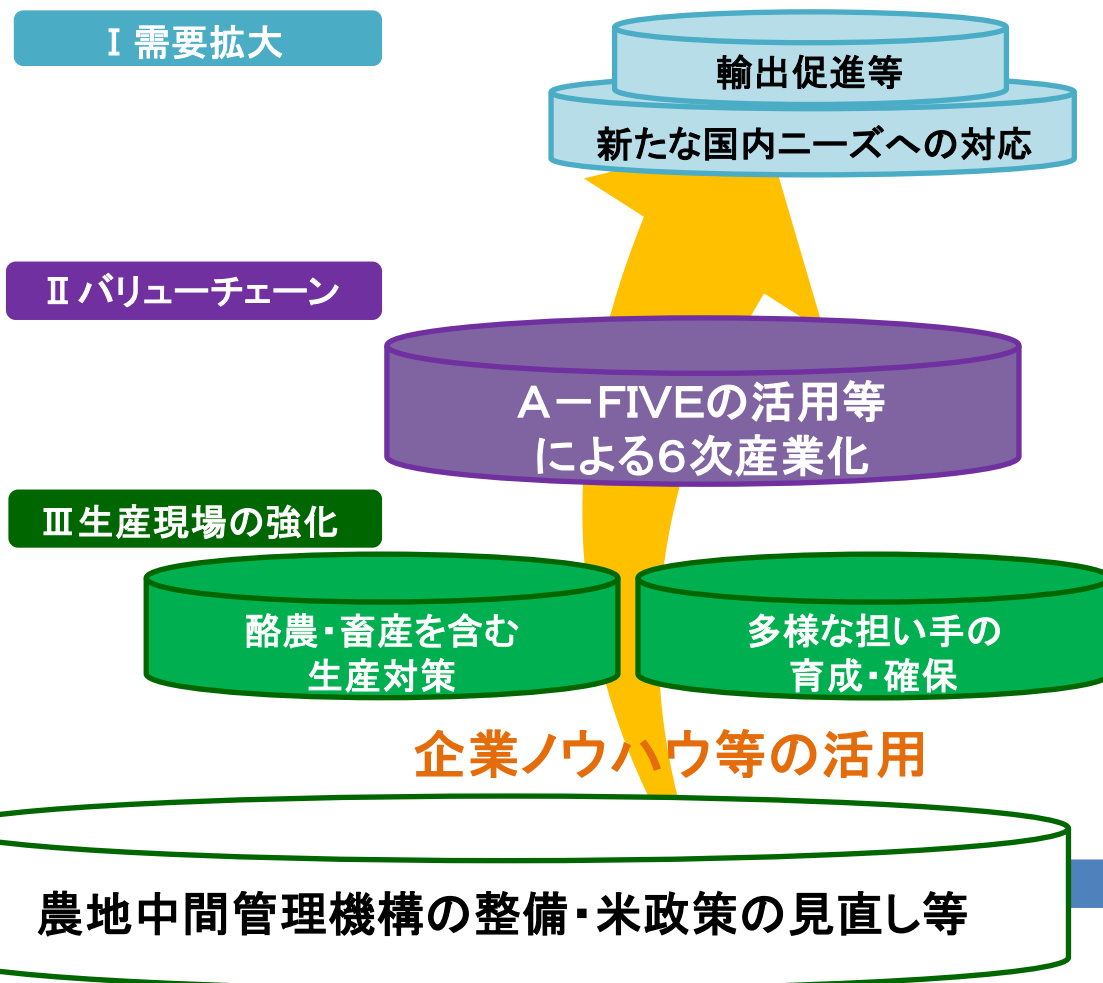
7 規制改革会議との連携、その他

- ①企業参入に優しい体制づくり39
- ②農業法人と農協のフェアな競争の促進策40
- ③国が主導する長期的研究開発42

「攻めの農業」実現のためのロードマップ

- 昨年の農政改革により、「攻めの農業」実現のための基盤を形成。引き続き、PDCAサイクルの下、現場の声を聞きながら、現場の実態に即して着実に改革を実行。
- 一方で、産業競争力会議等における議論を踏まえ、企業ノウハウの活用等新たな視点から、①生産現場の一層の強化、②A-FIVEの積極的活用を含めた6次産業化の推進、③国内外の需要拡大等に取り組む。

攻めの農業実現のための3つの柱



[施策の方向性]

- ◆ 輸出促進のためのFBI戦略の一体的推進
- ◆ 国別・品目別輸出戦略の着実な実行
- ◆ EU・HACCP認定取得の促進
- ◆ 医福食農連携、異分野融合研究等の推進による国内の新規需要の創出
- ◆ A-FIVEの積極的な活用
 - ー 植物工場等への新たな取組
 - ー 資本金劣後ローンの活用による農業者の実質的負担軽減
- ◆ 多様な企業が参加する次世代施設園芸拠点、畜産クラスターの構築
- ◆ 企業と連携したスマート農業の実現

現場の実態に即した
着実な改革を実行

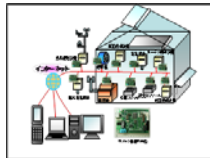
企業ノウハウを活用した取組の強化

- 従来、農業界と対立軸でとられがちだった経済界に蓄積された知見・ノウハウを農業の現場に活かす環境の整備が重要。
- 農協系統においては、以下のような取組が進展。
 - ① JAグループと経団連が、農業界と経済界の連携・協力強化の取組の起点となるワーキンググループの設置(25年11月)
 - ② 全農・農林中金・みずほ銀行による「食と農の競争力強化」に向けた研究会の立上げ(25年8月)
 - ③ 全共連と東京海上日動の業務提携協議(25年5月) など
- 農水省としても、「農業界と経済界の連携による先端モデル農業確立実証事業」(26年度予算)等も活用し、連携を強力に推進。
- 生産現場においては、経済界の知見・ノウハウを活用した以下のような取組を支援。 →資料 p21、24、39

■ 次世代施設園芸拠点の運営

- 1) 通信メーカー、電子機器メーカー等による先端的な高度環境制御システム、制御機器の開発・導入
- 2) 小売や加工・外食産業が実需者として参画
- 3) 建設メーカー等が生産者と新法人を立ち上げ、拠点を運営
- 4) 金融機関が出資者として生産法人に参画

環境制御システム



■ スマート農業(超省力・高品質生産)の検討

- 1) 農業分野のICTの活用(IT・通信事業者)
- 2) アシストスーツの実用化(機械メーカー)
- 3) 農機の自動化・農作業ロボット技術の導入(農機メーカー、自動車メーカー)



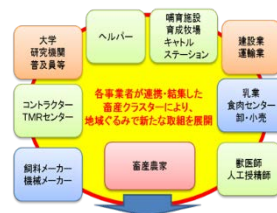
■ 異分野融合研究の推進

- 1) 情報工学との融合研究(センサー、営農・経営に係る情報提供サービスの低廉化及びそのクラウド化等の開発)
- 2) 工学との融合研究(もみ殻や植物セルロース等農林産物由来の未利用資源を原料とした高機能性素材等の開発)



■ 畜産クラスターの全国的な展開

地域の飼料メーカー、乳業、食肉センター等の関連産業の連携により、地域ぐるみで収益向上を図る「畜産クラスター」を構築。



地域ぐるみで畜産・酪農の収益力向上

■ 資材・流通コストの削減

低コスト仕様の農業機械の国内展開(標準モデル比2~3割の低価格化)、土壌改良資材のフレキシブルコンテナ利用(20kg袋比7%低価格化)等を推進。



農政改革のフォローアップ

- 本年1月以降、農政改革が現場に浸透するよう、ブロック別・都道府県別説明会（計60回）や、農水省職員を派遣した市町村レベル説明会（3月20日時点で計約4千回、延べ約17万人が参加）を実施。
- 現場における浸透状況等を把握するため、内閣官房が行う農業者やJA等を対象としたアンケートに協力。
- 今後とも、現場の実態（農地の集積は主に今秋以降の農閑期に進展することや、1年1作という土地利用型農業の特性など）を踏まえ、適時にフォローアップを継続。

→資料p37

■ 農地中間管理機構 →資料26～34

農地中間管理機構関連法が施行され（3月1日）、39の道県で機構を立ち上げ済（26年4月1日時点）

■ 米政策の見直し →資料p35、36

米政策については、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産を行える環境整備を推進中（3月末から、国が提供する米の需給・価格情報等を充実）。

■ 経営所得安定対策の見直し・日本型直接支払制度の創設

経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設については、関連法案を国会に提出（3月7日）し、国会で審議中。

【提案事項】

- ◎ EU・HACCPは国際基準(Codex)と比べ厳しすぎるのではないか。
非関税障壁といえないか。

- EUのHACCP基準については、国際基準であるCodex委員会による「HACCP(危害分析・重要管理点)システムとその適用のためのガイドライン」や、同ガイドラインを付属文書とする「食品衛生の一般原則」に準拠するもの。
- また、EUは日本のみならず全ての輸入国に対し同様の基準を適用すると同時に、EU域内の流通にも同様の基準を義務付けていることから、不当な非関税障壁ということは困難。

【参考】EU規則(No 852/2004)(抜粋(仮訳))

前文

(15) HACCPの要件には、Codex規格に盛り込まれた原則が考慮されるべきである。その要件では、小規模事業など、いかなる状況でも適用可能な十分な柔軟性を持たせなければならない。…

(18) …また本規則では、WTO衛生植物検疫協定(WTO/SPS協定)に定められた国際的な義務と、Codex規格に盛り込まれた食品の安全性を考慮する。

第5条

1. 食品事業者は、HACCP原則に基づく継続的な手順を策定・実施・維持しなければならない。

【提案事項】

- ◎ EU・HACCPにかかる養殖場及び漁船の登録について、標準処理期間を設けるべき。

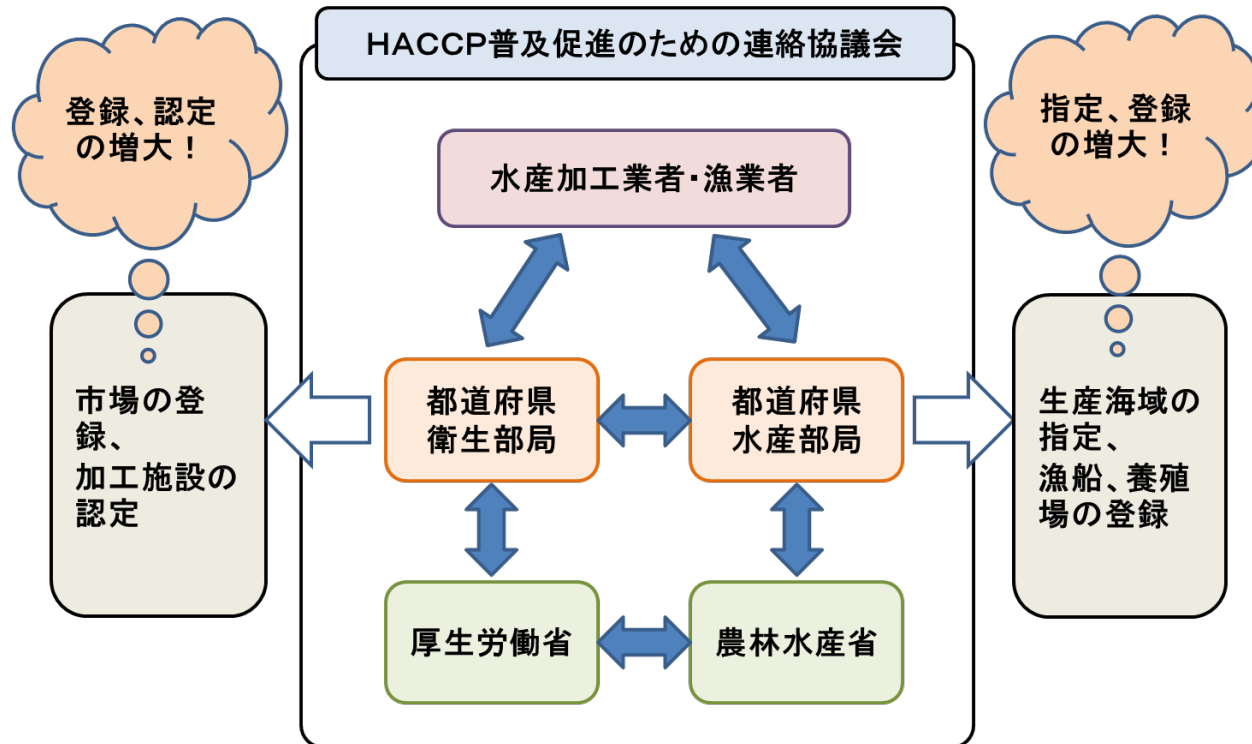
- 都道府県が行っている養殖場及び漁船の登録について、平成26年3月20日、水産庁から、都道府県に対して、可能な限り標準処理期間を定め迅速に行うよう通知を发出したところ。

水産物のEU・HACCP認定

【提案事項】

◎ EU・HACCP取得の迅速化に向け、厚生労働省と水産庁は一層の連携を図るべき。

- EU・HACCPの早期認定に向けて、水産庁と厚生労働省とが連携し、北海道、東北、九州において連絡協議会(水産庁、厚生労働省、都道府県の水産部局、衛生部局、水産関係団体、水産加工業者、漁業者等が構成員)を開催。
- また、水産庁から、都道府県に対して、都道府県単位で同様の協議会を設け、県内関係者が輸出向けHACCPの認定基準についての情報共有を図るとともに、認定の迅速化を図るよう通知を発出。



加工食品の輸出戦略

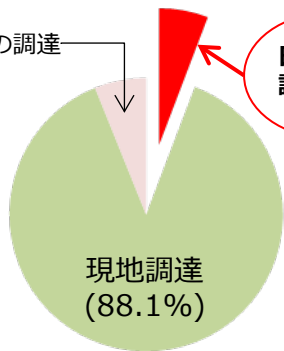
【提案事項】 ◎ 加工食品の輸出額をジャンプアップ(1,300億円(2012年)→5,000億円(2020年))させるための具体的方策。

- Made BY JAPAN(食文化・食産業の海外展開)の取組は、日本食の味付け部分を中心に一部日本から輸入されていることから、諸外国の規格基準等の情報提供等を通じMade BY JAPANを支援することにより、さらに、
 - 進出先国の輸入規制、日本産加工食品の高価格により日本からの食材輸入を断念しているため、輸出環境の整備やコストの低減など積極的にプロモーションを図り、日本産加工食品を積極的に現地レストラン等に売り込むことにより、
- Made BY JAPANと結びついた加工食品の輸出を増加。

海外進出企業(食料品)の原料調達先(2010年度)

第三国からの調達
(6.1%)

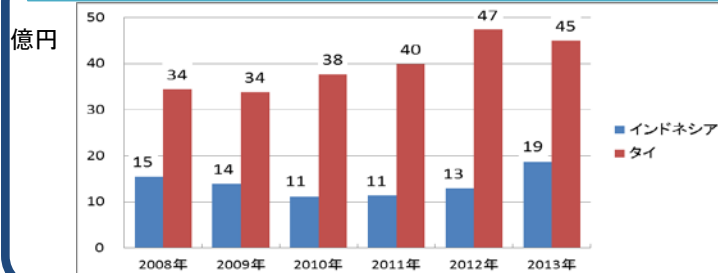
日本からの調達
(5.8%)



出典：経済産業省「海外事業活動基本調査」
(注：食料品製造業のみの値。)

※味噌、醤油など日本の調味料は「日本食」の根幹をなすものであり、調味料だけは日本製にこだわる事業者も多い。

タイ及びインドネシアへの加工食品の輸出



加工食品の輸出に係る輸出環境整備

インドネシア	タイ
○ OML番号(注)の取得	○ 放射性物質検査報告書の要求の解除(8県)
○ インドネシア語による食品の表示	○ 模倣・知的財産の侵害対策
○ 放射性物質検査証明書の要求の解除(全県)	
○ 園芸作物の輸入ライセンスの取得(ジュース、ジャム)	
○ 模倣・知的財産の侵害対策	
○ ハラル認証の取得	

注：輸入業者による個別品目ごとの輸入許可番号。

クボタの取組

ー 現地米と競争できる価格差で日本米を香港外食に提供ー

◎ 新規需要米を玄米で直接コンテナ輸出し、外食事業者の注文に応じて精米、出荷。

◎ 自動洗米炊飯器(ライスロボ)の貸与と併せて販売。

【販売価格】

350～650円/kg
(現地の中国米価格は120～250円/kg)



輸出特区

【提案事項】 ◎ 総合的なパッケージでの輸出を進めるため、輸出特区を設ける。

- 輸出促進策は、WTO協定上の輸出補助金に該当しない限り、積極的に取り組む。
- その際、まず、全国での展開を基本としつつ、全国展開できないものについて、特区で取り組む。

輸出の全国展開の例

- 粉乳については、国際基準ではヨウ素が必須成分として定められているが、我が国の粉ミルクは必要量を満たしておらず、また、食品衛生法上、粉ミルクへのヨウ素の添加は認められていない。

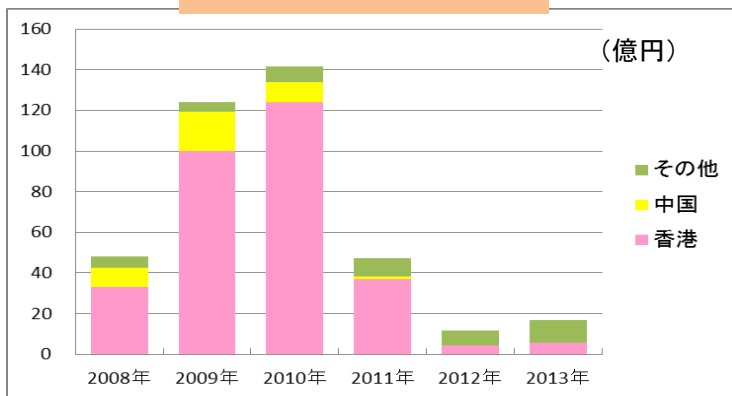
→海外需要に応えられなかった。



- このため、輸出用粉乳について、食品衛生法の規制の特区を検討したが、調整の結果、輸出用については、食品衛生の規制の枠外であることを確認。

→海外需要に応える規制緩和を全国で展開。

粉乳の輸出額の推移



乳幼児用粉ミルクの規格基準の比較

成分	Codex基準	日本の規格基準
ヨウ素 ($\mu\text{g}/100\text{kcal}$)	10~(60)	—

資料:

※ ()はguidance upper level

日本の粉ミルクはコーデックス基準を満たさないが、食品衛生法上、ヨウ素の添加ができない。

特区の検討例

- 輸出にも資する次世代施設園芸拠点整備に係る以下の特例措置について特区での措置を要望。

特区

建築基準法の特例

・一定の要件を満たした施設については、建築基準法における建築確認を不要とする。

特区

消防法の特例

・一定の要件を満たした施設については、消防用設備の一部を省略できる特例を設ける。

特区

屋外広告物に係る規制の特例

・施設の壁面等を活用した巨大な看板の設置を認めることで、新たな収益源を確保。

グローバルスタンダードをベースにしたGAP

【提案事項】

◎ GAPは、最初からGLOBALG.A.P.を念頭において欲しい。

- 輸出拡大にあたっては、GLOBALG.A.P.の取得をはじめ輸出先のニーズをクリアすることが重要であると認識。
- 輸出を目指す農業者のGLOBALG.A.P.をはじめとした必要なGAPの取得について、引き続き、支援してまいりたい。

■ GAPの取組状況

GLOBALG.A.P.取得数 (2012年末)	122 件
ガイドラインに則したGAP 取組産地数(2013年3月末)	980 産地

■ 支援策

輸出を目指す生産者・産地に対し、海外の取引先の要請に対応した**GLOBALG.A.P.等の取得を支援**。

2013年度 「日本の食を広げるプロジェクト」
(4,000百万円の内数)

2014年度 「輸出倍増プロジェクト」
(1,799百万円の内数)

■ GLOBALG.A.P.の取得事例



(写真:2013国際食品産業見本市(フランス・リヨン)に出展)

JA北魚沼では、2012年度にGLOBALG.A.P.を取得。2014年にもコシヒカリの輸出を開始予定。

※ 「GLOBALG.A.P.」とは、欧州の流通小売の大手企業が主導で策定した取引要件としてのGAP

※ 「ガイドラインに則したGAP」とは、「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」(2010年4月 農林水産省)に則したGAP

6次産業化の推進

○農林漁業成長産業化ファンド(A-FIVE)の積極的な活用などにより、 医福食農連携 など農林漁業者と多様な事業者との連携の下で、6次産業化を推進。

○2020年までに6次産業の市場規模を10兆円に拡大。



6次産業化の進捗状況と今後の対応方向

6次産業化の進捗状況

- 平成20年度:農商工等連携促進法の成立
- 平成22年度:六次産業化・地産地消法の成立
- 平成24年度:株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の成立

農商工等連携
事業計画
認定件数

第1回認定
(平成20年9月)
177件 → 第18回認定
(平成26年2月)
612件

総合化事業計
画認定件数
(6次産業化)

第1回認定
(平成23年5月)
251件 → 第9回認定
(平成26年3月)
1,811件

地産地消促進
計画策定件数

平成24年9月
県:14件
市町村:66件 → 平成25年9月
県:23件
市町村:154件

今後の対応方向

農林漁業成長産業化ファンドの
積極的な活用

ファンドを通じた6次産業化等の取組に対
する資本の提供及び経営支援

6次産業化ネットワークの構築

地域の多様な事業者とのネットワーク形
成を通じた新製品・新サービスの開発・販
売の促進

個々の農林漁業者の
6次産業化の取組への支援

国段階の専門性の高いサポートと県段階
の地域特性に応じたサポート体制を組み
合わせ、農林漁業者等の6次産業化の取
組を支援

6次産業化の推進のためのツール

○ 6次産業化の推進のためには、関係省庁とも連携を図りながら、予算、融資、税制、出資など、あらゆるツールをフル活用することが必要。

予算

- 6次産業化ネットワーク活動交付金
- 強い農業づくり交付金
- 都市農村共生・対流総合対策交付金
- 輸出倍増プロジェクト
- 医福食農連携推進環境整備事業

- 6次産業化サポート事業
- 強い水産業づくり交付金
- 「農」のある暮らしづくり交付金
- 輸出総合サポートプロジェクト

等

融資

- 農業改良資金
- 農業経営基盤強化資金(スーパーL)
- 特定農産加工資金
- 食品産業品質管理高度化促進資金

- 農林漁業施設資金
- 農業経営改善促進資金(スーパーS)
- 食品流通改善資金

等

税制

- 中小企業等投資促進税制
- 商業・サービス業・農林水産業活性化税制

等

出資

- 農林漁業成長産業化ファンド(A-FIVE)
- クール・ジャパンファンド
- 農業法人投資育成事業(アグリビジネス投資育成(株))
- 農林漁業関連の民間ファンド(農林水産業みらい基金、えひめガイヤファンドなど)

等

KPI達成のための積み上げ

【提案事項】

◎ 6次産業10兆円のKPI達成のための積み上げを示すべき。

【当省の考え】

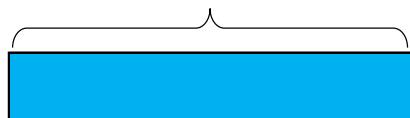
- 「日本再興戦略」に示された年平均2%の実質成長率の下、現在、約100兆円の農業・食料関連産業全体の生産額が年2兆円ずつ成長し、平成32年度には約20兆円の市場創出が見込まれるところ、このうち6次産業化により約10兆円を農山漁村に取り込むとの考え。
- 施策分野別では、女性や高齢者を含めた多様な人材を活用し、農林漁業者等による加工・直売、医福食農連携、再生可能エネルギーの導入、観光需要の取込みによる都市と農山漁村の交流などの施策を推進。農林水産省の施策の総動員はもとより、関係省庁との連携を図り、それぞれの施策別目標の達成に向け努力。

10兆円目標の考え方

農業・食料関連産業の国内生産額

<現状(平成22(2010)年)>* 94.3兆円

94.3兆円



・年率2%の経済成長
・農業・食料関連産業分野でも同様の成長を想定

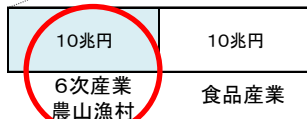
<目標(平成32(2020)年)> 120兆円

120兆円



成長分
約20兆円

バリューチェーンの連結を通じてWIN-WINに



10兆円
6次産業
農山漁村

10兆円
食品産業

施策別目標の内訳(イメージ)

<施策分野>

加工・直売

1.6兆円

医福食農連携

0.2兆円

施設給食

0.5兆円

食品産業による
国内需要の開拓

0.3兆円

バイオマス・
再生可能エネルギー

0.2兆円

都市と農山漁村の交流

0.4兆円

輸出等の成長期待分野

〇兆円

<目標>

合計

8.7~9.5+ α 兆円

5.0~5.5兆円

0.5兆円

0.6~0.8兆円

1.1~1.2兆円

0.9兆円

0.6~0.7兆円

α 兆円

* 資料:「平成22年度農業・食料関連産業の経済計算」(農林水産省統計部)

A-FIVEの検証

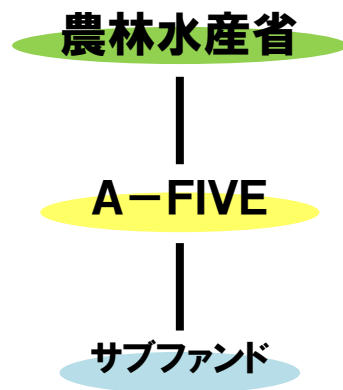
【提案事項】

◎ A-FIVEの検証・見直しを行うべき。

- 業務開始以降、1年程度で41のサブファンド(総額666億円 うちA-FIVE出資分333億円)を設立。A-FIVEやサブファンドに対し800件超の案件の相談があるが、6次産業化事業体への出資実績は、不十分(12件6.09億円 うちA-FIVE出資分3.04億円)。
- 農林漁業者において、ファンドが施策として未だ十分浸透していないだけでなく、サブファンドにおける農林水産分野の経験の不足が大きな要因。また、農林漁業者の出資能力も十分でない状況。
- 今後は、6次産業化推進に係る関係機関が連携を強化し、生産現場に対するファンドの一層の浸透を図るとともに、情報共有を進め、A-FIVEやサブファンドと現場とのネットワークを強化していくほか、植物工場への新たな取組や資本金劣後ローンの積極的活用等により、6次産業市場規模の拡大に貢献。

<推進体制の強化>

【現状】



【今後】



※案件組成は、A-FIVEとサブファンド中心で行っており、関係機関との連携が不十分。

※国・地方それぞれの段階で関係機関が連携し、A-FIVEとサブファンドによる案件組成をバックアップ。

サブファンド等における課題と今後の対応

◎ サブファンド等における実態の検証について

- これまで、サブファンド等の関係者から聴取した意見・課題は以下のとおり。
- 今後、A-FIVE、サブファンド(地銀等)、農林水産省等において、これらの課題に対応し、取り組むことにより、サブファンドによる円滑な出資を図ることとしている。

意見・課題

周知・PR

- 農林漁業者において、ファンドが施策として十分に理解されていない。

知見・ノウハウ

- 地域の農林漁業者とのパイプ不足を含め、サブファンドにおける農林水産分野の経験が未だ十分ではない。
- バリューチェーンの構築のためのマッチング(合弁事業体の設立等)が難しい。

出資対象

- 6次産業化事業体が農業生産を行う場合には出資対象にできない。
- 農林漁業者による25%超の出資割合を満たす案件の形成に苦心。

A-FIVEとの関係等

- 案件形成からA-FIVEの審査において、徴求資料等への対応を含めて事案により相当の時間を要することもある。

今後の対応方向

- 各種団体への説明やプランナーの派遣等を通じた生産現場における投資手法の浸透。
- 農政局、都道府県、関係省庁等とサブファンドとの情報の共有化等を通じてサブファンドと現場のパイプを強化。
- 植物工場を含め、合弁事業体等が6次産業化に必要な農業生産を行う場合について、出資対象とする。
- 資本金劣後ローン、無議決権株式の活用等により6次産業化事業体の資本調達を円滑に実施。
- サブファンドの習熟度合いに応じた審査の迅速化。

A-FIVEによる植物工場等への支援

【提案事項】

◎ 植物工場等をA-FIVEの支援対象とすべき。

○ 六次産業化・地産地消法に基づく計画の認定を受けて新たに加工・流通の取組と併せて植物工場を整備する場合は、積極的にA-FIVEの支援の対象としていく。

ファンド活用のメリット

- ① 植物工場における野菜等の生産コストが高い（施設導入コスト等が高い）
⇒ 自由度の高い出資金を利用することで、円滑な事業展開が可能
- ② 高い生産コストをまかなう安定的な販路確保が必要
⇒ パートナー企業の販路を活用することで、販路確保が可能

（参考）稼働中の主な植物工場（H26年3月）

- 完全人工光型：165箇所
- 太陽光・人工光併用型：33箇所

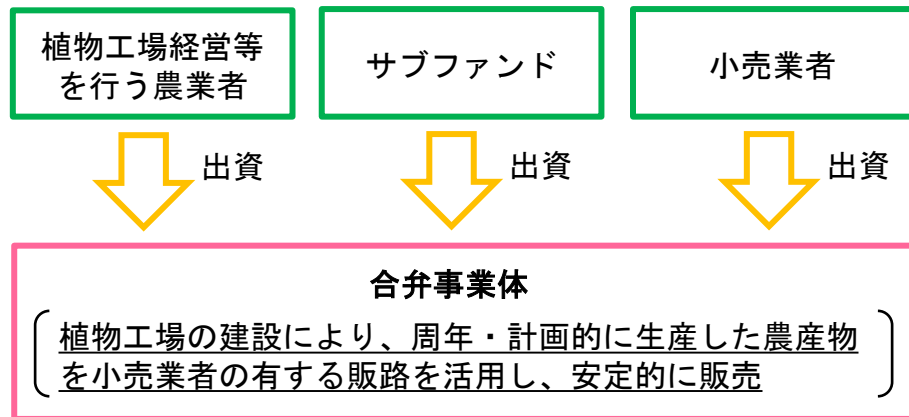
完全人工光型



太陽光利用型



植物工場をA-FIVEの支援対象とする場合のスキーム例



メリット	農業者	ファンド活用による初期投資時の円滑な資金調達、販路の確保
	小売業者	高品質な差別化された商品の安定的な確保

農林漁業者の主導性の確保

【提案事項】

◎ 農林漁業者の出資要件25%超について、緩和できないか。

- 機構法※1においては、出資等の支援対象は六次産業化・地産地消法※2の認定を受けた事業体とされているが、これは法案の審議の際に、議員修正（下記青線部分）において、明確に機構法に位置付けられた経緯があり、対応は困難。
- 資本金劣後ローンの積極的活用、農業参入した企業へのファンド活用の推進等により、資本調達の手軽化が可能。（実質的に農林漁業者の出資割合を引き下げ）

※1 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法 ※2 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

法制度の概要

機構法

- 機構は、……農林漁業者が主体となって、……新商品の開発……新たな販売の方式の導入等国内外における新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し……支援を行うことを目的とする株式会社とする。（第1条関係）
- 機構は、……次に掲げる業務を営む。
支援対象事業者（農林漁業者が主体となって、……新たな事業分野を開拓する事業活動を行う事業者であって、六次産業化・地産地消法の計画の認定を受けたもの）に対する出資（第21条関係）

六次産業化・地産地消法

- 農林漁業者等は、総合化事業に関する計画を作成し、……その計画が適当である旨の認定を受けることができる。（第5条関係）
- 「農林漁業者等」とは、農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）をいう。（第3条関係）

現状

〈例〉（数字は出資額の割合）

農林漁業者等 出資分(※) (26%)	パートナー企業 出資分 (24%)
---------------------------	-------------------------

サブファンド出資分
(50%)

- ※農林漁業者ではない合弁事業体の場合、六次産業化法上、農林漁業者等が主たる出資者であることをもって農林漁業者等と位置付け。
- ※2次・3次分野の事業者であっても農林漁業に参入していれば農林漁業者等に該当。

①資本金劣後ローンの積極的活用

（数字は出資額の割合）

農林漁業者等 出資分 (17%)	パートナー企業 出資分 (16%)	A-FIVE 資本金劣後 ローン (33.3%)
------------------------	-------------------------	-----------------------------------

- ・この他、種類株（無議決権）の活用により、同様の効果

②農林漁業に参入した企業のファンド活用の推進

- ・資金力のある企業に対し、農林漁業者としての出資を呼びかけ

③地域における農林漁業者のネットワークを活用

- （複数の農林漁業者が共同で出資することで1人あたりの出資額を縮小）

農林漁業者
出資分 (26% → 8.7% × 3名)

(8.7%)	(8.7%)	(8.7%)	パートナー企業 出資分 (24%)
--------	--------	--------	-------------------------

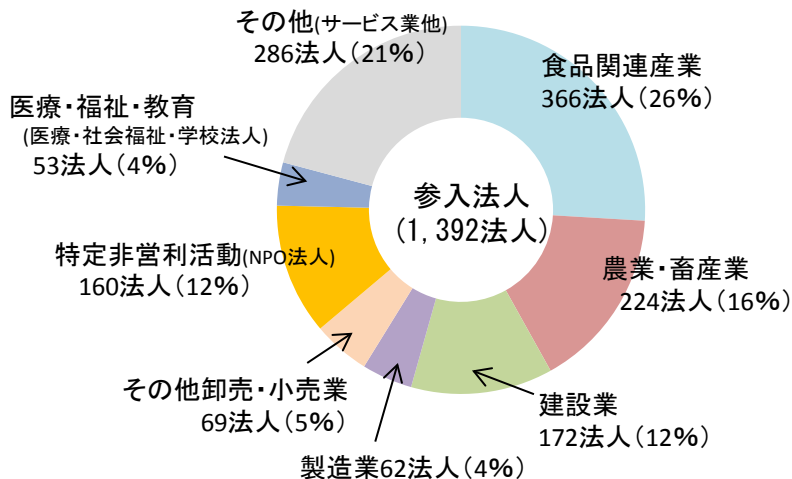
サブファンド出資分
(50%)

農業に参入した企業のファンド活用の推進

◎ 農業に参入した企業のファンド活用の推進について

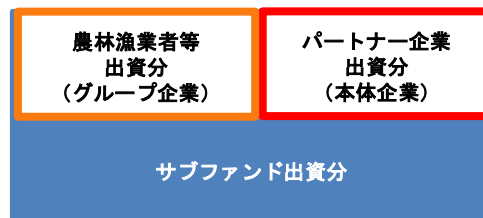
- 平成21年の農地法改正により、企業のリース方式による農業参入は全面自由化。改正農地法施行以降、新たに1,392法人(※)が農地を利用して農業経営を行っており、大手企業のグループ企業を含め、多岐の業種にわたる多くの企業・法人による農業参入の動きが加速。
- 農業経営を行う企業・法人は、農業者としてA-FIVEの出資対象となる6次産業化事業体に資本参画することが可能。
- 流通事業者や資材メーカー等も
 - ① パートナー企業として、農業者であるグループ企業とともに出資するほか、
 - ② リース方式により自ら農業参入することで農業者として出資することが可能であり、グループ企業を含めた農業参入が進展していけば、A-FIVEの更なる活用が見込まれる。

○改正農地法施行後の参入法人の形態別内訳(H21.12~H25.12)

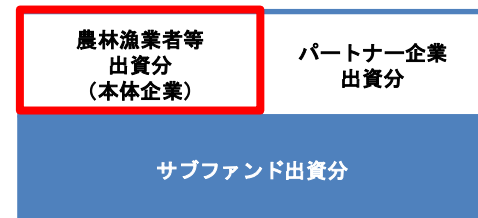


<流通事業者等によるA-FIVEの活用例>

例1) 農業参入したグループ企業のパートナー企業として参加



例2) リース方式により自ら農業参入し、農業者として参加



<グループ企業が農業経営を行っている事例>

株式会社イトーヨーカ堂

2008年8月に千葉県においてJAとの協同で現地法人を設立。イトーヨーカ堂店舗等から排出される食品残渣を資源に残渣、堆肥、栽培、販売の循環型生産システムを構築。

住友化学株式会社

開発した肥料・農薬の実効性を検証するとともに、蓄積した技術を地域に開示し、周辺の産地化と地域農業の活性化を支援。

資料：農林水産省経営局調べ(平成25年12月末現在)

(※) 平成21年12月から平成25年12月までに参入した法人数。

資料：農林水産省食料産業局調べ(各社HP等を参考に作成)

農業参入した企業の6次産業化の取組

◎ 農業参入した企業の六次産業化・地産地消法における取扱いについて

- 農業参入した企業・法人の中には、加工・流通等の新たな取組を行い、六次産業化・地産地消法に基づく事業計画の認定・支援を受け6次産業化に取り組んでいる事例も多数存在。
- また、こうした企業・法人は、農業者としてA-FIVEの出資対象となる6次産業化事業体に資本参画することが可能。

醸造メーカー

平成17年に農業特区制度を利用して農業に参入。米や大豆、野菜などの栽培を開始するとともに、味噌や清酒製造の副産物である酒粕等を用いた野菜の漬物を開発、販売。



宮城県大崎市
株式会社一ノ蔵

飼料販売業

食品リサイクルループ事業として、外食産業と提携し、資源循環型農業を目指した黒豚の生産を開始するとともに、豚肉を用いた骨付きハム、ウインナーなどを開発、販売。



鹿児島県鹿児島市
有限会社ノガミ産業

建設業

道の駅や岡山市内のアンテナショップで販売する商品の原料確保のため、なすやかぶなどの栽培を開始するとともに、自社栽培の野菜と地元企業の米麴を用いたこうじ漬けを製造、販売。



岡山県美作市
株式会社西本建設

文房具メーカー

障害者雇用の促進のため、コクヨ株式会社が特例子会社を設立し、植物工場にてサラダほうれん草の栽培を開始するとともに、それを用いたレトルトスープや焼き菓子を開発、販売。



大阪府泉南市
ハートランド株式会社

社会福祉法人

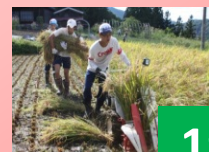
障害者の就業機会を提供し、職業訓練を行うため、山林、畑にてビワ、野菜などの生産を開始するとともに、ビワの種を用いたお茶、ジャムなどを製造、販売。



長崎県長崎市
社会福祉法人出島福祉村

学校法人

学校の体験学習の場として米やタマネギなどの野菜を栽培し、道の駅などで販売するとともに、新たに水田養魚に取り組み、フナ、ドジョウを用いた甘露煮や野菜の乾燥粉末を開発、販売。



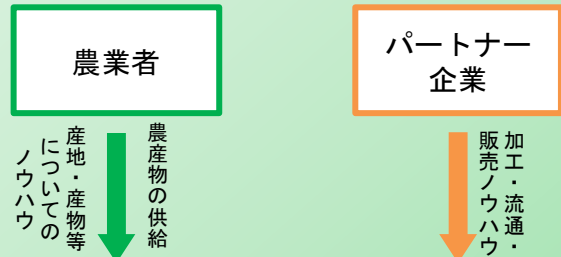
長野県天龍村
学校法人どんぐり向方学園

出資対象となる6次産業化事業体の経営者

◎ 6次産業化事業体における農林漁業者以外の者の経営参画について
(企業ノウハウを活用したマネジメントの実行)

- ファンド出資の対象となる6次産業化事業体の経営や事業内容における大まかな方向性に関する最終的な意思決定には、議決権を通じて農林漁業者の意向が反映。(農林漁業者の主体性の確保)
- 一方で、具体的な経営実務には、こうした方向性に沿って農林漁業者以外の者が当たることが十分に可能。
- 特に6次産業化については、その重要な要素である商品開発や新たな販売ルートの確保に関するノウハウを最大限活用することが重要であることから、農林漁業者以外の者が経営の実務に当たることが適当な場合が多いと想定される。

農業者が経営者となる事例



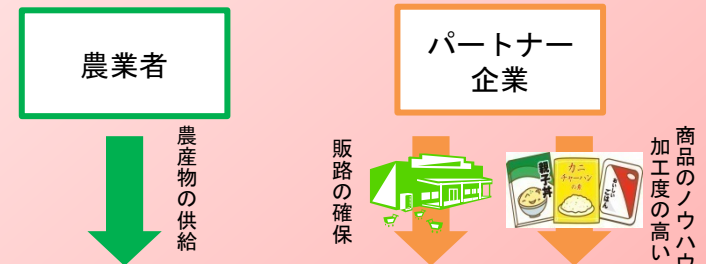
6次産業化事業体



<農業者によるマネジメント>

農産物の価格や生産のサイクル・条件等の知見を十分に活用して原料調達を安定化

パートナー企業が経営者となる事例



6次産業化事業体



<パートナー企業のノウハウを生かしたマネジメント>

マーケットインを重視した事業活動や商品開発の知見を十分に活用して販路の確保や加工レベルを高度化

担い手のコメの生産コスト削減

3 資材流通コスト関係

【提案事項】

◎ 資材・流通面のコスト削減の現状評価をすべき。

○ 今後10年間で、資材・流通面での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを、現状全国平均(1万6千円/60kg)から4割削減。

担い手への農地集積・集約等

- 今後10年間で全農地面積の8割を担い手に集積
 - ・ 分散錯圃の解消
 - ・ 農地の大区画化、汎用化

省力栽培技術の導入

直播栽培(育苗・田植えを省略)

(実証例)
労働時間
 18.4時間/10a → 13.8時間/10a
 (移植) (直播)
費用(利子・地代は含まない)
 103千円/10a → 93千円/10a
 (移植) (直播)



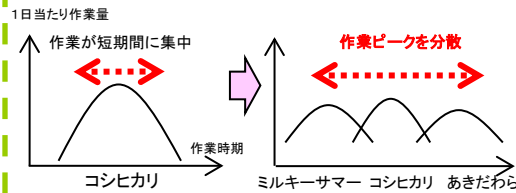
ICTを活用した作業管理

作業のムダを見つけて手順を改善
 (実証例)
田植え作業時間
 1.62時間/10a → 1.15時間/10a
 (補植作業時間の削減)

大規模経営に適合した品種

作期の異なる品種の組み合わせ

作期を分散することで、同じ人数で作付を拡大でき、機械稼働率も向上



多収性品種

単収
 530kg/10a → 700kg/10a
 (全国平均) (多肥栽培で単収増)
生産費
 16千円/60kg(全国平均)
 → 13千円/60kg(試算)



生産資材費の低減

農業機械の低コスト仕様

- ・ 基本性能の絞り込み
- ・ 耐久性の向上



⇒ 基本性能を絞った海外向けモデルの国内展開等
 (標準モデル比2~3割の低価格化)

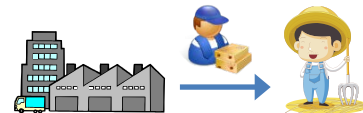
肥料コストの低減

- ・ 土壌診断に基づく施肥量の適正化(肥料の自家配合等)
 - ・ フレキシブルコンテナの利用(機械化による省力化等)
- ⇒ 土壌改良資材のフレコン利用
 (20kg袋比7%低価格化)



故障リスクに対応した農機サービスの充実

- ・ 交換部品の迅速供給など故障リスクを軽減するサービスの充実・強化が必要



⇒ 作業ロスの回避、機械所有の効率化(バックアップを想定した複数台数所有の必要性減)
 ⇒ 農業機械の長寿命化
 (稼働年数が1割長くなれば、1年当たりの農機具費を1割低減させるのと同等の効果)

未利用資源の活用

- ・ 鶏糞焼却灰等の利用
- ⇒ 従来品比7%低価格化



合理的な農薬使用

- ・ 発生予察による効果的かつ効率的防除
 - ・ 輪作体系や抵抗性品種の導入等の多様な手法を組み合わせた防除(IPM)
- ⇒ 化学農薬使用量抑制
 (農薬費を1割程度低減させた産地事例あり)

農協の資材供給の課題への対応

【提案事項】

◎ 農協の資材供給の課題(共販・委託販売を含む)への対応。

○ 農産物販売・農業生産資材供給といった経済事業については、信用・共済事業と異なり、強制力ある法的措置がとれず、行政指導で行っているが、十分な効果が出てきているとは言えない状況。

・ 平成12年、15年、17年と農林水産省が検討会を開催し、経済事業の改革の方向を明確化

農協の信用・共済事業については、人の金を預かるという公共性にかんがみ、銀行・保険会社と同様に強制力ある法的措置を整備してきたところ。

・ 信用事業については、住専問題を受けて平成8年に農協改革2法、ペイオフ解禁を控えた平成13年にJAバンク法を制定し、他の金融業態と遜色のない仕組みを整備

・ 共済事業については、平成16年に農協法改正を行い、保険業法と同様の法規制を措置

○ 規制改革会議で検討が行われ、農協組織自身においても民間組織として自己改革案の検討が行われているが、農林水産省としても与党と協議しつつ、次のような点を中心に検討を進めているところ。

・ 会社と同様、独立した民間の経済主体である各JAが、農産物販売等の経済事業に重点を置いて事業運営をするにはどうしたらよいか。

・ 各JAがそれぞれの創意工夫により事業運営を行い、優良事例を横に展開するにはどうしたらよいか。

・ 連合会や中央会は、こうしたJAの取組を促進するためにはどうしたらよいか。

農協の資材供給の課題への対応

○平成12年「農業系統の事業・組織に関する検討会」のポイント

- ・ 農協は、農業者の所得向上を図ることがその存在理由
- ・ 担い手・青年・女性等の意向を反映して販売活動を展開
- ・ 販売力を、産地ブランドの確立、地産地消の推進等により強化
- ・ 資材価格引下げのため、農協系統全体として最も効率的な生産資材供給システムを確立
- ・ 資材の購入形態や購入量に応じた価格設定等のルールを定める

○平成15年「農協のあり方についての研究会」のポイント

- ・ 農協は「民間の経済主体」として「競争」が必要なことを自覚し、農業者・消費者から「選択される農協」へ
- ・ JAは、経済事業の自立を目指し、全農はJAの補完に徹する
- ・ JAは、消費者・実需者への直接販売を拡大
- ・ JAは、資材を全農と商系業者の有利な方から仕入れ

○平成17年「経済事業のあり方についての検討方向について(中間論点整理)」のポイント

- ・ 資材の担い手への大口割引の更なる拡大や配送拠点からの農家直送を一層促進し、そのコスト低減効果を価格に反映すべき
- ・ 全農は、低価格資材の一層の普及、低コスト支援農機の普及啓発等を図るべき

4 酪農畜産関係 国産飼料の活用・ブランド化・企業参入

【提案事項】

◎ 国産飼料の活用・ブランド化・企業参入の促進。

- 畜産分野では、養豚・養鶏をはじめとして法人化が進んでいる状況にあり、農家の法人化だけでなく企業の参入もみられているところ。
- 今後、飼料メーカー、乳業、食肉センター等の関連産業を有機的に連携・結合させ、地域ぐるみで収益力向上を図る体制(畜産クラスター)の構築や、放牧により生産された牛乳やエコフィードを利用した畜産物の認証制度をはじめ特徴ある飼料を活かした高付加価値化・ブランド化を推進。



■ 畜産経営における法人化の進展

■ 畜種別法人経営割合

	酪農	肉用牛肥育	養豚	肉用鶏	採卵鶏
飼養戸数ベース	8%	17%	42%	16%	21%
個人経営	15,333	6,438	1,679	1,807	3,880
法人経営	1,325	1,287	1,236	335	1,034
合計	16,658	7,725	2,915	2,142	4,914
頭羽数ベース	22%	55%	80%	61%	87%

※ 農林水産省調べ。ただし、酪農については、経産牛飼養頭数から算出(25年度)(北陸(新潟県、富山県、石川県、福井県)及び沖縄県を除く、途中集計)

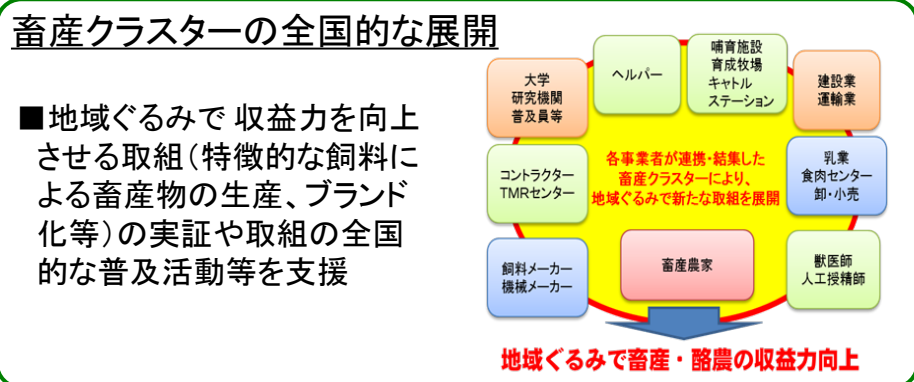
■ 放牧畜産実践牧場等の認証制度

■ 放牧を実践する牧場や放牧によって生産される畜産物等を認証する制度(※)により、放牧畜産の促進と放牧牛乳をはじめとした畜産物の高付加価値化、消費拡大を図っているところ。

※: 放牧管理等の基準を満たした牧場を「放牧畜産実践牧場等」として、(一社)日本草地畜産種子協会が認証



■ 高収益型畜産(畜産クラスター)の構築



■ エコフィード利用畜産物認証

■ エコフィード(食品残さ等利用飼料)によって生産される畜産物等を認証する制度により、食品残さの飼料利用の促進と豚肉をはじめとした畜産物の高付加価値化、消費拡大を図っているところ。

※ 給与計画に基づくエコフィードの給与等の基準を満たして生産された畜産物等を「エコフィード利用畜産物」として、(公社)中央畜産会が認証



酪農・畜産政策の中での飼料用米の活用方策

【提案事項】

◎ 酪農・畜産政策の中での飼料用米の活用方策。

- 飼料用米については、輸入とうもろこしと同等の栄養価と評価されており、潜在的な需要が大きいことから、水田フル活用を図る取組においても、政策的に重要な位置付け。
- 飼料用米の生産・利用の拡大を図るため、地域における耕種側と畜産側のマッチングや流通体制の整備とともに、飼料用米を活用した畜産物の高付加価値化を推進。

■ 飼料用米等の生産・利用の推進

■ 飼料用米を活用した畜産物の高付加価値化の事例

畜種別のコメの利用可能量(試算)

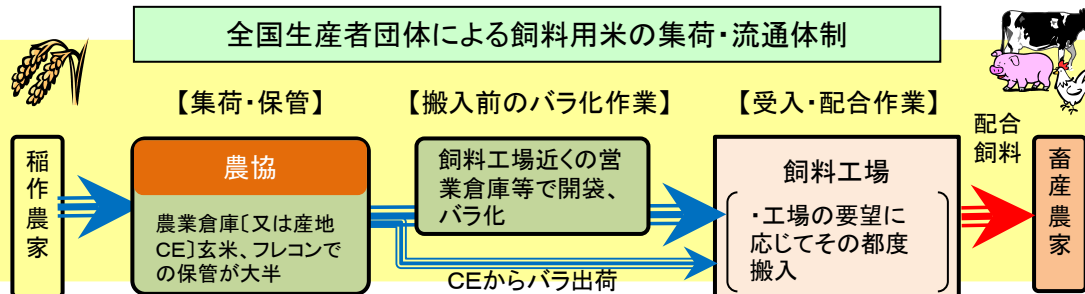
【※家畜の生理や畜産物に影響を与えることなく給与可能と見込まれる量】

区分	採卵鶏	ブロイラー	養豚	乳牛	肉牛	合計
配合飼料生産量	618万ト	385万ト	601万ト	313万ト	446万ト	2,363万ト
配合可能割合	20%	50%	15%	10%	3%	
利用可能量	124万ト	193万ト	90万ト	31万ト	13万ト	453万ト
(参考)24年度使用量	16万ト	16万ト	10万ト	3万ト	2万ト	47万ト

資料:農水省調べ(生産量は飼料メーカー聞き取り、配合可能割合は畜産栄養有識者からの聞き取り及び研究報告をもとに試算)

注:利用可能量は、平成24年度の配合飼料生産量に配合可能割合を乗じて算出。

全国生産者団体による飼料用米の集荷・流通体制



まい やまと豚米らぶ

- 取組者:フリーデン(養豚、神奈川県平塚市(岩手県大東農場))
- 飼料用米生産:岩手県一関市(主に大東地区)
- 販売者:阪急オアシス(関西)、明治屋・ヨシケイ埼玉(関東)
- 特徴:中山間地域の飼料用米を軸に、水田と養豚を結びつけた資源循環型システムを確立。飼料用米を15%配合した飼料を給与し「やまと豚米らぶ」として販売。



【提案事項】

- ① 借り手のないような農地を開発して余らせないようにする。
- ② 都道府県の毎年の実績を評価し、実績に応じて予算を増減させる。
- ③ 公募をきちんとやる体制がどうなっているか。
- ④ 成功事例を横展開できる体制づくり。
- ⑤ 運用を客観的に評価するための組織を農林水産業・地域の活力創造本部に設置。

① ○ 法律に明記

- ・借受希望者がいない地域の農地等は借り受けない。(法第8条第3項第3号)
- ・相当期間借り手が見つからない場合には賃貸借を解除できる。(法第20条第1号)
- ・条件整備は借り手が見込まれる場合にのみ行う(法第8条第3項第6号)

○ 機構に関する国費補助は原則7割であるが、機構に滞留している農地が小さいほど、国費補助が上がる仕組みを導入し、滞留を防止。

② 事業の実施状況については、農林水産大臣が全国的な見地から評価を行うことを法定(法第25条)。予算については、実績に応じて増減させることが基本であるが、実績が低い県の活動を活性化させることにも配慮していく考え。

③、④ 法律に明記。(法第17条、第25条)

⑤ 事業の実施状況についての評価は、法律第25条では農林水産大臣が行うこととされているが、これに加えて、農林水産業・地域の活力創造本部が評価することになれば、積極的に協力していく考え。

【参考資料】

事業費に関する国と地方の負担

(1) 機構が借り入れた農地にかかる費用（賃料、管理・保全経費）への交付金については、都道府県に対する「定率補助」と「農地集積奨励金」の2本立てとする。

① 「定率補助」は、7割とする。

② 「農地集積奨励金」（国費100%）については、機構における農地の滞留を防止し、担い手への集積・集約化を推進するインセンティブとなるよう、

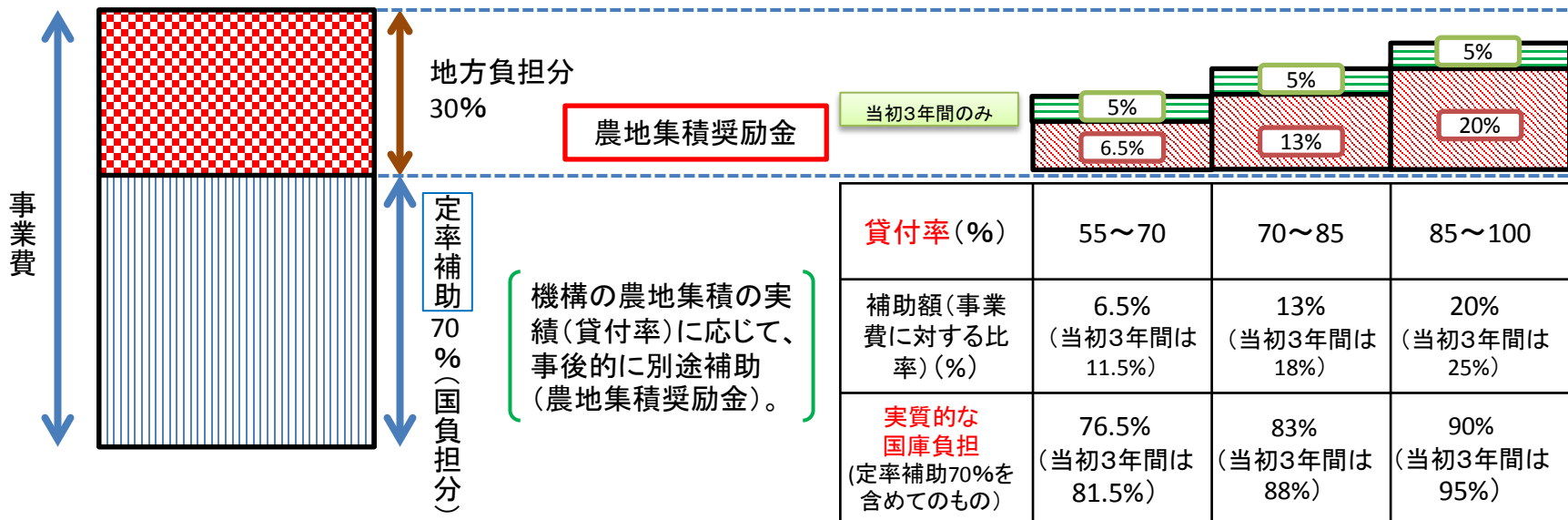
$$\text{貸付率} = \frac{\text{機構が貸し付けている農地面積（ストック面積）}}{\text{機構が借り受けている農地面積（ストック面積）}}$$

（毎年度12月末日時点の数値で判定）

に応じて段階的に増加し、最大で事業費の20%相当（当初3年間は5%嵩上げし25%）とする。

(2) この結果、**実質的な国庫負担は、最大で90%（当初3年間は95%）**となる。

(3) また、補助残については、その全額について地方交付税の手当が行われる。



農地中間管理機構②

【提案事項】

① 農地中間管理機構は農業委員会の承認を得なくてもよいものとするべき。

○ 農地法を改正し、農地中間管理機構からの貸付け(農用地利用配分計画)については、農業委員会の3条許可は不要としたところ。

農地中間管理事業の推進に関する法律（抜粋）

附 則

（農地法の一部改正）

第5条 農地法の一部を次のように改正する。

第3条第1項第7号の次に次の1号を加える。

7の2 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項の規定による公告があつた農用地利用配分計画の定めるところによって賃借権又は使用貸借による権利が設定され、又は移転される場合

農地中間管理機構③

【提案事項】

- ◎ 農業者や農業生産法人からみて、これなら上手くいくと思われる人事でなければならない。
- ◎ 農地台帳システムの整備予算を有効に使ってもらいたい。

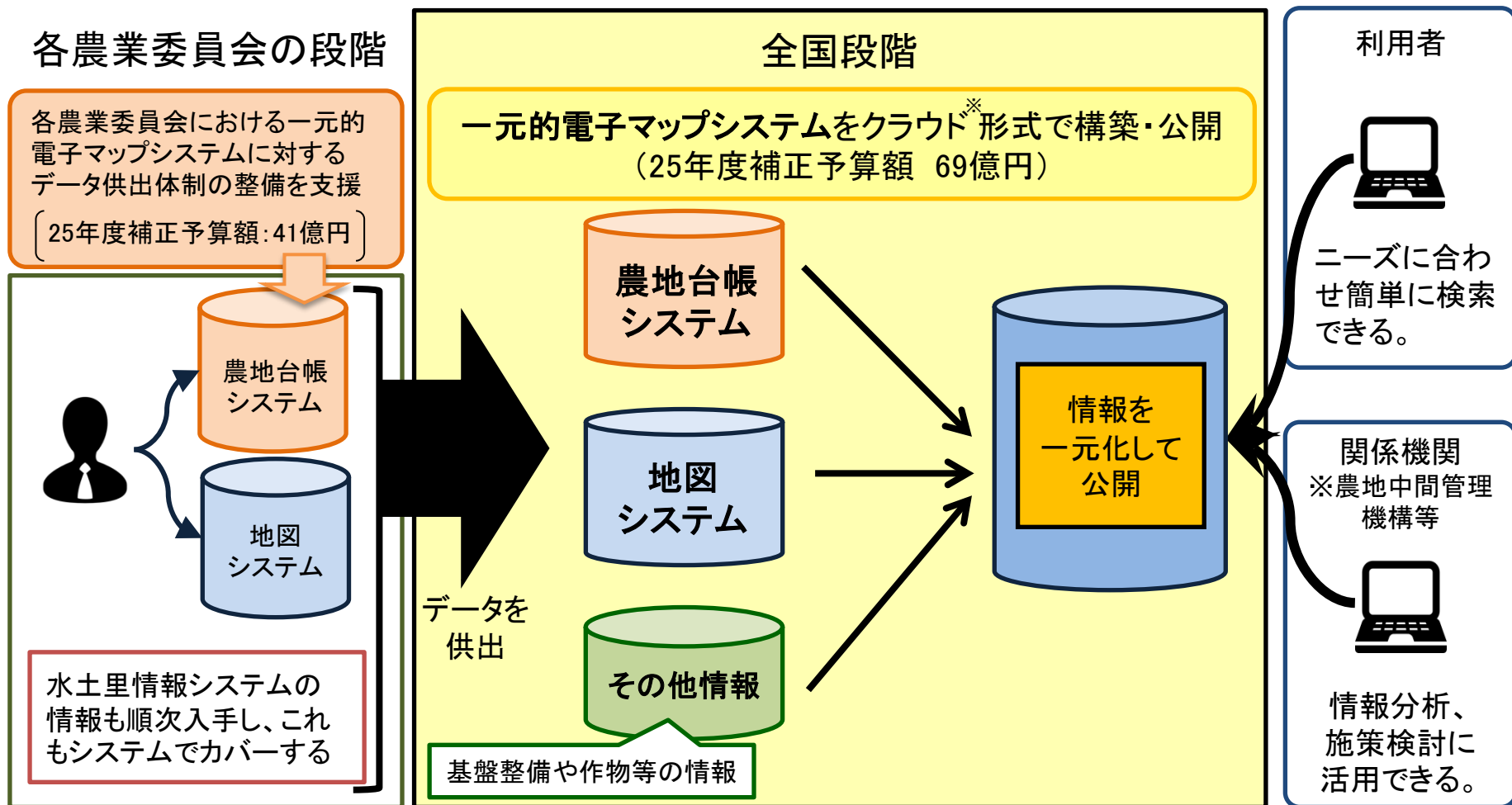
【当省の考え】

- 農地中間管理機構の役員については、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第4条に、その過半数が「経営に関し実践的な能力を有する者」であることと、明記されているところ。今後、各県の機構の役員を順次チェックし、必要に応じ改善指導していく予定。
- 単に、各農業委員会に個別のシステムを整備するための予算をばらまくのではなく、全国段階で一元的なシステム(全国の農地情報を地図上に表示してインターネットで誰でも見ることができるシステム)を整備することとしている。なお、システム整備に当たっては、政府CIOと相談しながら、最も効率的かつ適正なものとするとしている。

【参考資料】

農地情報公開システム整備事業について

- 単に、各農業委員会に個別のシステムを整備するための予算をばらまくのではなく、全国段階で一元的なシステム(全国の農地情報を地図上に表示してインターネットで誰でも見ることができるシステム)を整備することとしている。なお、システム整備に当たっては、政府CIOと相談しながら、最も効率的かつ適正なものとするとしている。

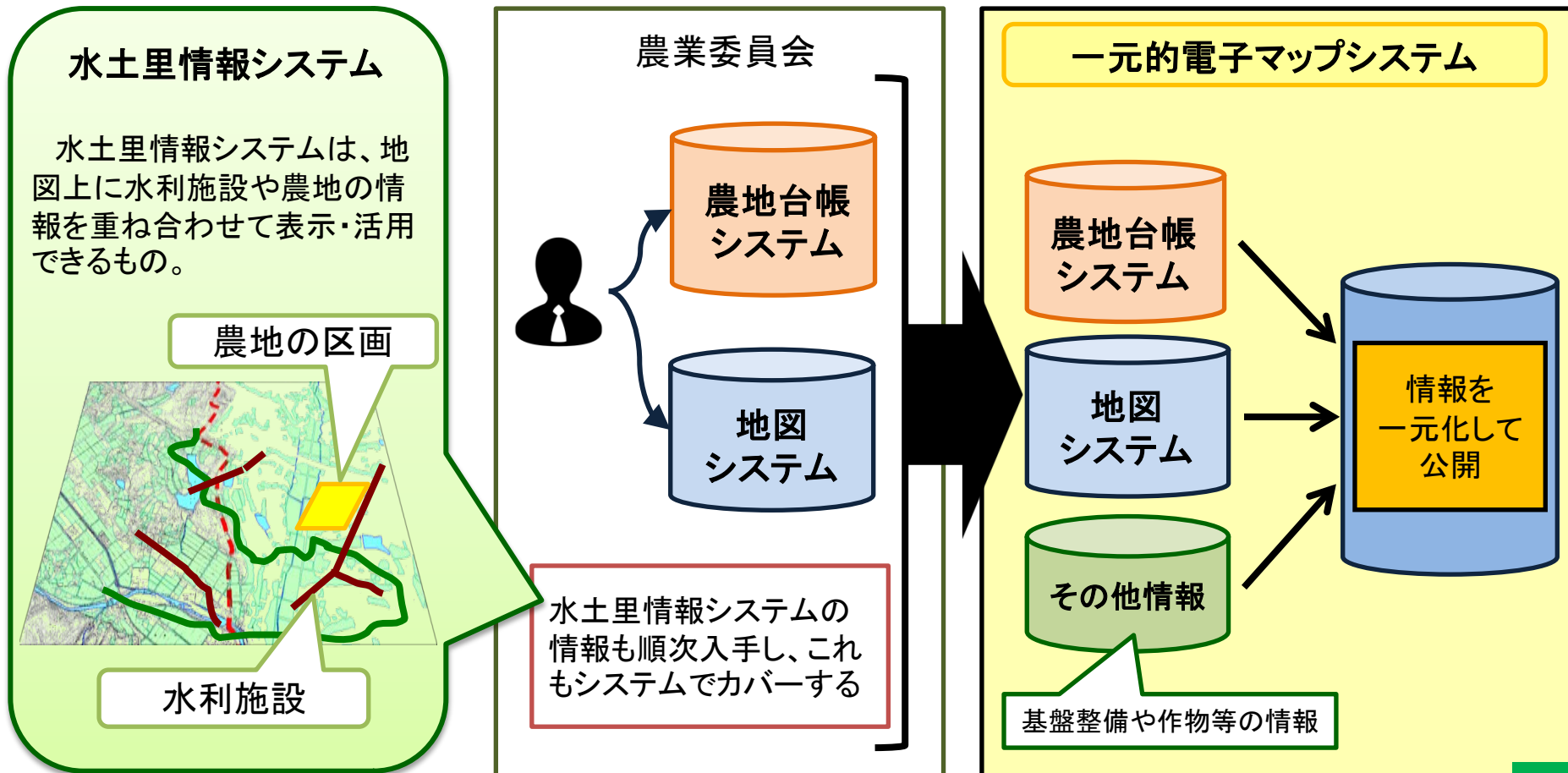


※ クラウドとは、ネットワークをベースとしたコンピュータ資源の利用形態のことを指し、ユーザーはデータ処理等をネットワーク経由でサービスとして利用する。

農地中間管理機構④

【提案事項】 ◎ 農業委員会が持っている農地情報と、土地改良区が持っている農地情報の一元化。


○ 道府県土地改良事業団体連合会が有する水土里情報システムの農地の区画データ等を順次入手し、これも一元的電子マップシステムでカバーすることとしている。



中間管理機構におけるその他の論点

【提案事項】

- ① 規模拡大にそぐわない集積があると困るので、機構の業務委託の委託料は、成功報酬にしていくことがよい。
- ② 農地、水の維持管理の仕組みをどうしていくのかという見通しを示すべき。
- ③ 農地集積の対象となる担い手を後押しする政策が必要。
- ④ 農林水産省が考える担い手像が、KPIを実現する経営者像に沿ったものとなっていることを示すべき。

- 
- ① 機構の業務委託の委託料については、各機構が地域の実情に合わせて算定方法を定め、その上で県ごとに評価し、優良事例を横展開する方がよいと考えているところ。
 - ② ・担い手に集中する水路・農道等の管理を共同活動により地域で支え、農地集積を後押し。
・水需要の変化に弾力的に対応でき、少数の大規模経営体が水利用の大宗を占める状況にも対応できるよう、水管理の省力化を徹底。
 - ③ 効率的かつ安定的な農業経営を目指して経営改善を図ろうとする認定農業者(そのうち特に法人経営)、これに至る途中の認定新規就農者及び集落営農に対し、低利融資、税制上の優遇措置、経営所得安定対策、新規就農・経営継承対策等の施策を総動員。
 - ④ 農地中間管理機構の活用と併せて、担い手育成対策を総動員することにより、今後10年間で、「担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を確立」し、「新規就農し定着する農業者を倍増し、40代以下の農業従事者を40万人に拡大」とするとともに、「法人経営体数を5万法人に拡大」することとしており、その担い手像はKPIを実現する経営者像に沿ったもの。

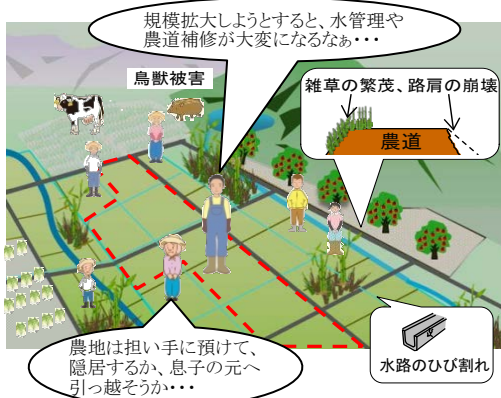
【参考資料】

【提案事項】

② 農地、水の維持管理の仕組みをどうしていくのかという見通しを示すべき。

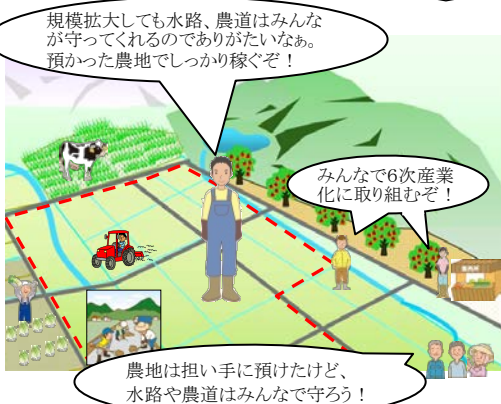
■ 水路・農道等の管理を地域で支える共同活動

担い手を中心とした地域内の協力・役割分担を明確にして、担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し。



水路等を保全・補修する地域の共同活動を支援

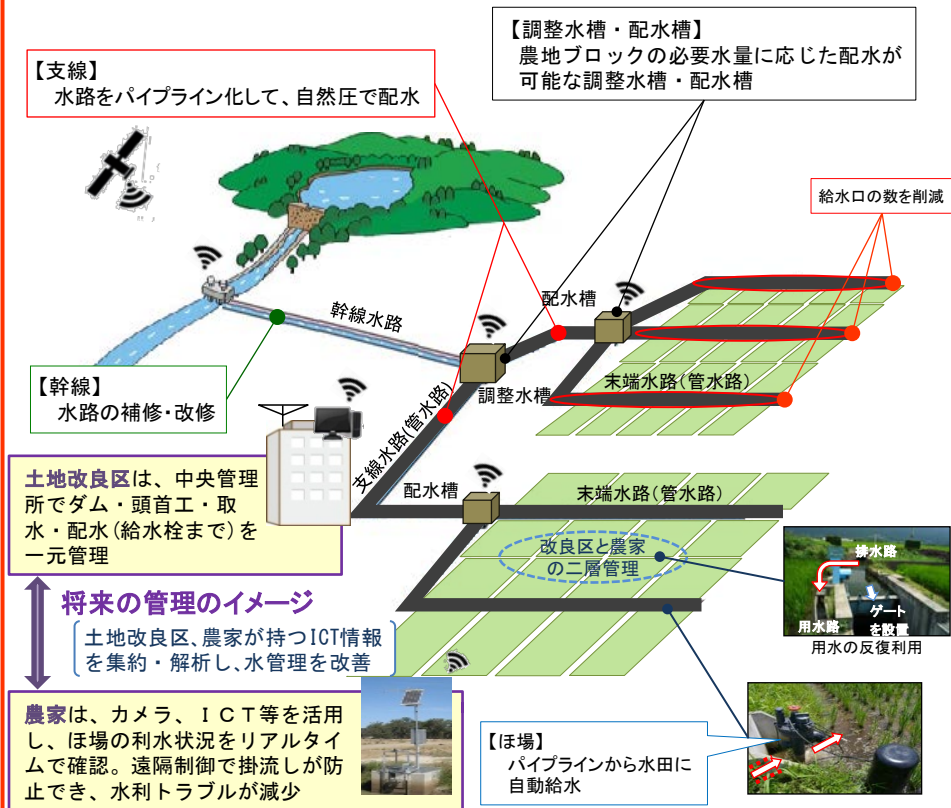
- ・水路や農道等の保全に係る担い手の負担が増大
- ・農地を預けた人の中には地域を離れる人も



- ・担い手の負担が減り、安心して規模拡大
- ・担い手への農地集積という構造改革を後押し

■ 新たな農業水利システムの構築

ICTの活用やパイプライン化等による水管理の省力化、水利用の効率化を図るとともに、持続可能な水管理体制を構築。



【参考資料】

【提案事項】

- ③ 農地集積の対象となる担い手を後押しする政策が必要。
- ④ 農林水産省が考える担い手像が、KPIを実現する経営者像に沿ったものとなっていることを示すべき。

<担い手>

認定農業者(他産業並みの労働時間と所得の確保を目標として5年間の「経営改善計画」に取り組む農業者)

認定新規就農者(経営開始から5年後の経営目標の達成等を内容とする「青年等就農計画」に取り組む青年等新規就農者)

法人経営

集落営農(集落を単位として、共同で販売、経理、農作業等を行い、農業生産の効率化を図ろうとする生産組織)

<担い手育成対策の具体例>

- 日本政策金融公庫のスーパーL資金による低利融資
- 生産条件不利補正交付金(ゲタ対策)及び収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)
- 農業経営基盤強化準備金制度による税制上の優遇措置

- 日本政策金融公庫の青年等就農資金による無利子融資
- 青年就農給付金(経営開始型)の交付
- ゲタ・ナラシ対策(※27年産から認定新規就農者も対象に追加(法改正案を国会提出中))

- 地域農業に貢献する複数個別経営の法人化等支援
- 農業法人に対するアグリビジネス投資育成株式会社等による出資

- 集落営農の組織化・法人化支援
- ゲタ・ナラシ対策

生産調整の見直しの着実な実行

6 米政策等関係

【指摘事項】

◎ 生産調整の見直しの着実な実行

○ 本年1月以降、ブロック別・都道府県別の説明会(計60回)や農水省職員を派遣した市町村レベルでの説明会(3月20日時点で計約4千回、延べ約17万人が参加)を実施し、現場への施策の浸透に努めているところ。

生産調整の見直しの着実な実行に向け、

- ① 需要のある麦、大豆、飼料用米等の本作化を図るとともに、
- ② 中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の推進、
- ③ 国による、よりきめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報等の提供等により、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産を行える環境整備を推進。

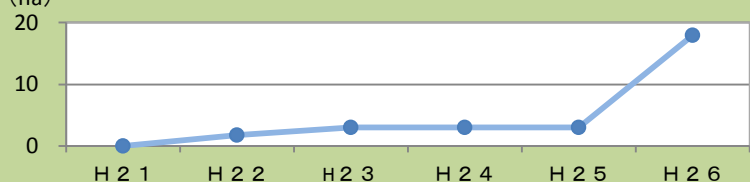
■ 需要に応じた生産に向けた現場の動き(事例)

飼料用米の生産拡大

A県では、26年産の飼料用米の取組拡大に向け、2月に畜産側と耕種側が一同に会するマッキングフォーラムを開催し、飼料用米の生産・給与技術を周知するとともに、畜産農家とのマッキングを推進。また、地域内でマッキングできなかった分の計画的な利用に向け、県内飼料工場との話し合いを継続的に実施。

さらに、飼料用米の生産性向上に向けた多収性専用品種の取組を拡大するため、採種ほ面積を増やし、次年度以降に利用する多収性専用品種の種子の計画的増殖を実施。

(ha) A県における多収性専用品種の採種ほ設置(予定)面積



需要に応じた小麦新品種の導入

香川県では、「香川県産の小麦で作ったさぬきうどんを」という声を受け、関係者が連携し「さぬきの夢」を育成。

また、福岡県では、生産者や製粉企業等の関係者の連携の下、ラーメン専用品種「ちくしW2号」を育成。名称・ロゴマークを「ラー麦」として商標登録し、普及やブランド化を推進。

さらに、北海道では、これまで国産小麦では困難とされていたパン・中華麺用小麦として、「春よ恋」や「ゆめちから」などの新品種を育成。これらの新品種を使用したパンは大手メーカーや小売店を通じて全国で販売。



右: 麺用小麦+
ゆめちから

左: 外国産小麦

生産調整の見直しの着実な実行

■ 中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の推進に向けた動き(事例)

○ B県では、流通業者、米卸事業者及び生産者等がコンソーシアムを形成し、25年度から業務用米の本格生産を開始。

26年度からは、米卸を通じて大手外食チェーン等複数の実需者に供給することとしており、関係者が一体となって実需者ニーズに応じた米の生産を推進することで、5年後に12,000トンまで生産を拡大予定。



○ C県では、米卸事業者、中食事業者及び生産者等が連携し、26年度から弁当向けの良食味米の安定生産・品質向上の取組を開始。

関係者が連携し、実需者ニーズを踏まえた米の品質向上、販売戦略の検討等の取組を行いながら、2年後には安定取引に向けコンソーシアムを形成し、実需者ニーズに応じた米の生産拡大を予定。



■ きめ細かい情報提供の実施 (本年3月末から情報内容を大幅に拡充)

生産者がマーケットを見ながら自らの経営判断で需要に見合った作物生産を行えるよう、本年3月末から、よりきめ細かい県レベルの販売進捗や在庫情報、価格情報を公表。

従来

- 1 相対取引価格
・公表銘柄数 44銘柄
- 2 相対取引数量
・公表銘柄数 65銘柄

銘柄数を拡大

今後(本年3月末から)

- 1 相対取引価格 (50銘柄拡大)
・公表銘柄数 **94銘柄**
- 2 相対取引数量 (29銘柄拡大)
・公表銘柄数 **94銘柄**

新規

- 3 集荷数量 (新たに公表)
・契約数量・販売数量
・全国、各都道府県別
- 4 事前契約数量 (新たに公表)
・全国、各都道府県別

都道府県を追加

- 3 民間在庫の推移
・全国

- 5 民間在庫の推移
・全国
・各都道府県別 (新たに公表)

現場の声(アンケート)の把握

【提案事項】

◎ 現場の声(アンケート)の把握

- 今般の農政改革について「PDCAサイクル」を効かせる観点から、現場における浸透状況や対応等の実態を把握するため、内閣官房が行う農業者やJA等を対象としたアンケートに協力。
- アンケート結果については、4月24日の産業競争力会議農業分科会にて報告。

アンケートの概要

■ アンケート送付先

稲作農業者、農協及び農業委員会（約300件）

■ アンケート内容

農地中間管理機構や米政策の見直しなどの今般の農政改革に関する認知度、農業者の対応状況等について質問。

■ スケジュール等

3月20日（木） 内閣官房・農水省連名で、農業者等にアンケート票を送付（済）

[農業者等がアンケート票に記入]

4月4日（金） 内閣官房への返送期限

4月 中旬 アンケート結果の集計

4月24日（木） 集計結果を産業競争力会議農業分科会にて報告

収入保険の検討

【提案事項】

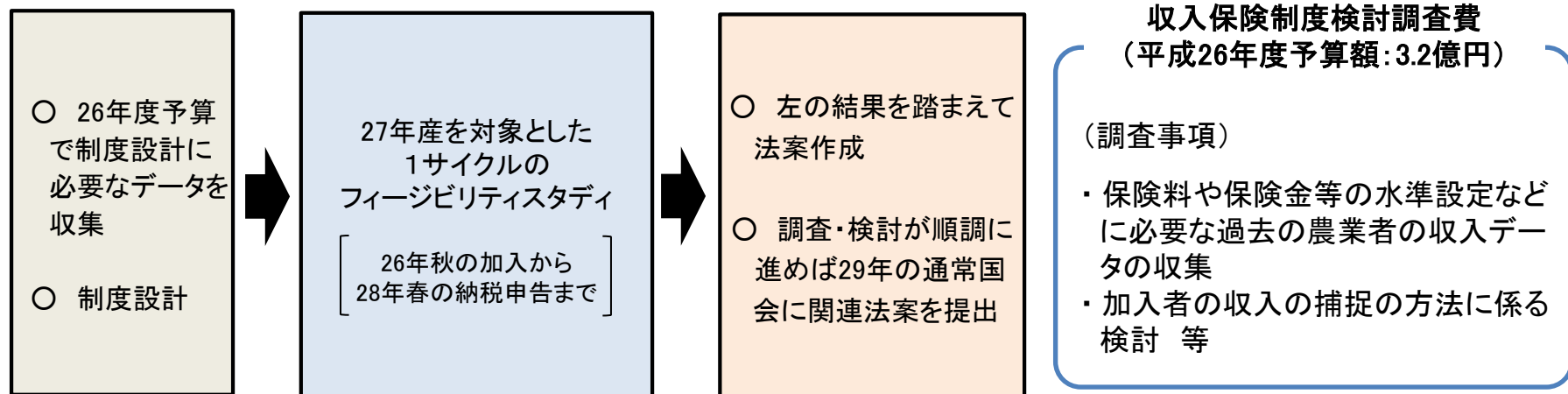
◎ 収入保険の検討

- 農業経営の安定のためのセーフティーネットとして、加入者の掛金負担を前提とする収入保険の導入に向けて準備を進めているところ。

〔 現行の農業共済制度は、保険の仕組みを用いた制度であるが、①収穫量の減少のみで、価格低下は対象となっていない、②対象品目も限定されているなど、農業経営全体をカバーしていないといった問題。 〕

- 基本的な枠組みとしては、適切に経営管理を行っている農業経営者に対し、全ての農作物を対象とし、農業経営全体の収入に着目した保険制度とすることを想定。
- 平成26年度予算に調査費を計上済。この調査結果を踏まえて制度設計やフィージビリティスタディを実施し、制度を固め、法案を提出する予定。

○ 収入保険制度の導入に向けたスケジュール



企業参入に優しい体制づくり

7 規制改革会議等

【提案事項】

◎ 企業の参入に優しい体制づくり。

- 担い手不足の地域を始め農業の活性化のためには、企業の農業参入が極めて重要なツール
- このため、経済団体の協力を得て企業参入フェアを開催するなど、経済界との連携を強めているところ。
- 先進農業法人等の農業者と民間企業等の経済界の連携による先端モデル農業の確立に向けた取組等を支援。

「株式会社等の農業参入セミナー」
主催 全国農業会議所・農林水産省他
後援・協力 日本経済団体連合会
日本商工会議所他

平成25年は、1月18日と9月13日に開催
・ 参加者 200名前後
・ 参加企業 ローソン、カゴメ他
会議所、農水省による農業参入相談会も併せて実施。

26年度も以下により、 企業参入を一層促進

- ① 都道府県推進事業
・ 企業参入セミナー
・ 参入企業フォローアップ(相談窓口)
- ② 企業参入フェア
経済団体との共催により、全国の主要都市で開催
- ③ 農業界と経済界の連携による先端モデル農業確立実証事業


『農業界と経済界の連携による先端モデル農業確立実証事業』の応募状況

- 平成26年度予算額2.5億円に対し、農業法人と企業等が連携して構成する33の団体から、6.4億円の要望があったところ。
- 応募のあったプロジェクトの例としては
 - ・ 大手自動車メーカーの作業改善のノウハウを農業に導入し、コスト削減を図ろうとする取組
 - ・ 農作業負担を軽減するアシストスーツの開発などの提案があったところ。

農業法人と農協のフェアな競争の促進策

【提案事項】

◎ 農業法人と農協のフェアな競争の促進策

- 
- 平成15年3月の農林水産省の「農協のあり方についての研究会」では、農政の遂行に農協システムを安易に活用してきた側面もあり、それが結果として農協システムの自立を妨げてきたことも否定できないとし、このような反省に立って、行政運営の上で、農協システムと農協以外の生産者団体とのイコール・フットィングを確保する必要があるとされた。
 - 農協システムに交付される補助金については、以下のとおり対応しており、イコール・フットィングについては措置済みである。
 - ・ 平成16年度以降、新規に要求する補助金等については、農協と他の農業者の組織する団体を同等に交付対象とする。
 - ・ 平成15年度まで、交付対象が農協システムに限定されていたものについては、廃止又は他の農業者の組織する団体を同等に交付対象とするよう措置。
 - ・ 平成19年度予算において、補助金等の交付先の選定方法を原則公募に変更。
 - 〔 ・ これらの結果、全農に対する補助金は、平成15年度2700億円が、平成24年度11億円に減少。 〕
 - 法令上農協システムが関与している制度のうち、農協システムのみが対象となっているものは、現在、5制度のみである。
 - ・ 1制度(農業経営基盤強化促進基本構想を策定した市町村における農協による農業従事者の養成・確保の円滑化に係る努力義務)は農協のみに努力義務を課すものであることから、イコール・フットィングとは無関係であり、
 - ・ 4制度(指定乳製品の生産に関する計画認定、加工原料乳生産者補給金制度、生乳等取引契約の提出義務の免除、指定食肉・鶏卵等の保管又は販売に関する計画認定)は農協以外の団体で実施を希望する者がいないもの等であることから、イコール・フットィングの実益がないもの。

農業法人と農協のフェアな競争の促進策

(参考)

「農協のあり方についての研究会」報告書(平成15年3月)

5 行政との関係等

- ① これまで行政は、農協系統と連携して農政を推進し、それなりに成果をあげてきたが、農政の遂行に農協系統を安易に活用してきた側面もあり、それが結果として農協系統の自立を妨げてきたことも否定できない。
- ② このような反省に立って、
 - ア 今後の行政と民間の経済主体である農協系統との関係については、安易な相互依存とならないよう、まずその役割を明確に区分けした上で、適切な協力・協調を行っていく必要がある。
 - イ また、行政運営の上で、農協系統と農協以外の生産者団体とのイコール・フットイングを確保する必要がある。

国が主導する長期的研究開発

【提案事項】

◎ 長期的視点が求められる政策上重要な研究については、国が主導して研究開発を推進すべき。

- 政策上重要で、長期的視点が求められる研究開発については、当省の委託プロジェクト研究で実施。
- 多収米に関しては、低コスト化に資する多収性品種や生産技術の開発、作業ピークの平準化等に役立ち、作期分散が可能となる品種の開発等を推進。
- 豚の高付加価値化に関しては、国内で供給可能な飼料用米や食品残さ等を活用した豚の生産技術の開発、民間企業等と連携し、消費者の多様なニーズに応えられる豚の生産技術に関する研究開発等を推進。

■ 多収米に関する研究開発

1トン/10aを実現する
飼料用品種の開発

多収(750kg/10a)の
良食味品種「あきだわら」

系統・品種名	出穂期 (月.日)	稈長 (cm)	粗玄米 収量 (kg/10a)
関東264号	8.4	85	980
タカナリ	8.2	85	874
奥羽421号	8.3	84	957
ふくひびき	7.31	80	854

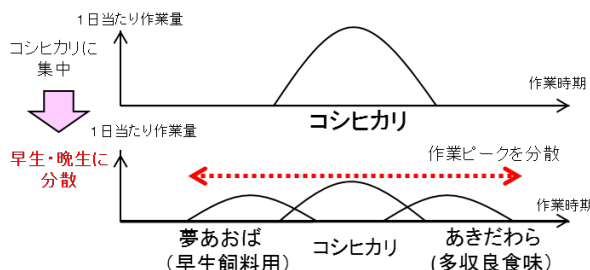
980kg/10aの有望系統を開発



「コシヒカリ」並の良食味で
倒伏に強く、多収

地域的主力品種と異なる品種を用いた作期分散

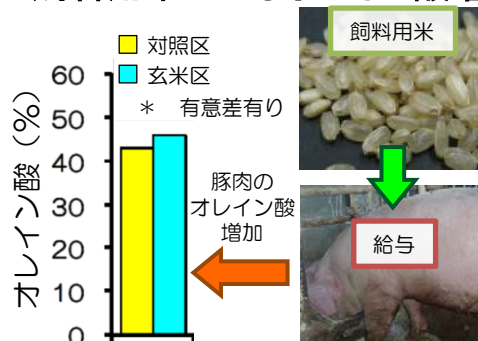
作期の異なる品種
の組み合わせによる
作業ピークの平準化、
機械稼働率の向上。



■ 豚の高付加価値化に資する研究開発

飼料用米によるオレイン酸増加

豚の背骨の数をコントロール
する遺伝子の発見

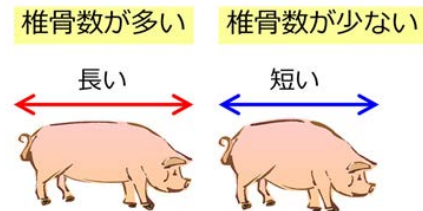


飼料用米の給与により、脂肪中の
オレイン酸含量が増加。

霜降り豚肉の生産

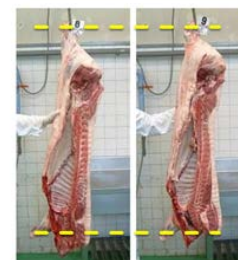


低リジン飼料の給与によりロース脂肪含
量が増加。パン類主体エコフィードは低リ
ジン飼料であるため、霜降りとなりやすい。



枝肉が長い
肉量が多い

枝肉が短い



肉質に優れる小型品種の大型化が可能
となり、おいしいロース肉の生産量増加
が期待。